

人材紹介に関する紹介料・返金について

(人材紹介に関する基本契約書 一部抜粋)

株式会社〇〇〇（以下「甲」という。）と株式会社ミツバアビリティ（以下「乙」という。）は、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下の通り基本契約を締結する。

第4条（対価の支払い及び時期）

- 甲は、乙が紹介した人材を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用する当該人材の初年度標準年収（税引き前支給予定額をいい、各種諸手当も含む）の25%相当額及び消費税相当額を支払う。（または特別な事情の場合は、別途相談とする。）この場合において、甲及び乙は、当該人材の氏名、採用日、初年度標準報酬年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面により確認するものとする。
2. 乙が紹介した当該人材が、自己都合により退職した場合、または本人の責に帰すべき事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で前項の対価（消費税相当額を含む。）を、甲の指定する金融機関口座に振り込み返還するものとする。振込手数料は、乙の負担とする。
- (1) 退職、解雇が入社後1週間未満の場合：対価の100%
 - (2) 退職、解雇が入社後1週間以上1ヶ月未満の場合：対価の70%
 - (3) 退職、解雇が入社後1ヵ月以上3ヶ月未満の場合：対価の40%
 - (4) 退職、解雇が入社後3ヵ月以上6ヶ月未満の場合：対価の20%
3. 甲は、乙が紹介した当該人材が入社した月の末日を請求日とし、その翌月末日までに、第1項の対価及びその消費税相当額を、以下の口座に振り込むものとする。振込み手数料は、甲の負担とする。

特定技能人材紹介に関する紹介料・返金について

(特定技能人材紹介に関する基本契約書 一部抜粋)

株式会社〇〇〇〇（以下「甲」という。）と
株式会社ミツバアビリティ（以下「乙」という。）は、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う
人材の紹介に関して、以下の通り基本契約を締結する。

第4条（対価の支払い及び時期）

- 甲は、乙が紹介した人材を採用し、当該人材が入社した場合の人材紹介手数料については、別途締結する「特定技能人材紹介に関する基本契約書覚書」に定める金額・条件に従うものとする。前項の定めにかかわらず、特別な事情がある場合には、甲乙協議の上、書面にて別途定めることができる。
2. 乙が紹介した当該人材が、自己都合により退職した場合、または本人の責に帰すべき事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次の基準で前項の対価（消費税相当額を含む。）を、甲の指定する金融機関口座に振り込み返還するものとする。振込手数料は、乙の負担とする。
- (1) 退職、解雇が入社後1週間未満の場合：対価の100%
 - (2) 退職、解雇が入社後1週間以上1ヶ月未満の場合：対価の70%
 - (3) 退職、解雇が入社後1ヶ月以上2ヶ月未満の場合：対価の40%
3. 甲は、乙が紹介した当該人材が入社した月の末日を請求日とし、その翌月末日までに、第1項の対価及びその消費税相当額を、以下の口座に振り込むものとする。振込み手数料は、甲の負担とする。